**対象旅館等における特定技能外国人の受入れに関する誓約書**

食品産業特定技能協議会長殿

受入機関

名称

住所

代表者

記

外食業分野における特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下について誓約します。

１　特定技能外国人に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第２条第３項に規定する接待を行わせないこと。

２　特定技能外国人を受け入れる際は、特定技能外国人からの相談体制の整備を行うとともに当該特定技能外国人に対し、当機関が作成するマニュアル（接待防止マニュアル）により、風営法第２条第３項に規定する接待の防止に関する説明を行うこと。

３　農林水産省が観光庁と連携して行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

４　上記１～３の誓約事項に反することが確認された場合は、本入会規程第７条の適用を受けるものと理解しております。

年　　月　　日

作成責任者